

排出抑制等指針について

■ 概要

- ✓ 「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」に基づき策定する指針（参考資料 1）。
- ✓ 温対法において、事業者に対しては以下の努力義務が規定。
 - 温室効果ガス排出抑制に資する設備の選択、排出量の少ない方法での使用（第23条）
 - 排出量のより少ない日常生活用品等の製造等、排出量の見える化（第24条）
- ✓ 主務大臣は、事業者がこれらの努力義務に係る措置を実施するため、部門別に指針を公表することとされている（第25条）。

■ 策定状況

- ✓ 策定済み：業務部門、廃棄物部門、産業部門（製造業）、日常生活部門、上水道・工業用水道部門、下水道部門
- ✓ 策定予定：運輸部門、エネルギー転換部門、産業部門（非製造業）

■ 指針の構成

1. 排出の抑制等の適切かつ有効な実施に係る取組
例) 体制整備、温室効果ガス排出量等の把握、PDCAの実施 等
2. 排出の抑制等に係る措置
例) 設備の選択、設備の使用方法 等
3. 温室効果ガス排出量の目安（廃棄物部門、下水道部門のみ策定）